

**身体障害に関する  
巡回相談会**

日時 令和4年2月2日(水)午  
前10時～正午  
会場 市福祉会館

※障がい重いなどの理由  
で会場まで来ることができな  
い人は、訪問相談に応じます  
ので事前に連絡してください  
相談内容 ▽身体に障がいがある  
人の各種相談▽補装具の  
要否判定(整形外科のみ)

※相談は全て予約制です  
持ってくる物 印鑑・身体障  
害者手帳

申し込み・問い合わせ 令和  
4年1月14日(金)までに電話で  
福祉課(☎402384)へ

**その他**

**不法投棄に注意**

12月は廃棄物適正処理推進  
月間です。県や市では廃棄物  
の不法投棄や悪質な焼却など、  
不適正な処理を行わないよう  
呼び掛けや監視、啓発を行  
います。  
雑草が繁茂している土地や

**家庭で取り組める温暖化対策**

▽温度計、湿度計を近くに置  
いて室内環境を「見える化」  
する▽暖房の設定温度(目安  
は20℃)を控える▽こ  
たつや電気カーペットなど効  
率の良い部分暖房を活用する  
▽冷蔵庫の温度設定は季節に  
合わせた温度に調整し、物を  
詰め込み過ぎないようにする  
▽トイレの便座暖房などの温  
度設定は控えるに、使わな  
いときはふたを閉める  
問い合わせ 環境課(☎402  
264)

**犬の手続きを忘れずに**

犬の飼い主は、次のような  
場合に環境課の窓口で手続き  
をする必要があります。

▽犬を飼い始めたとき  
トシヨップでの購入や、友人  
から譲り受けるなど犬を取得  
したときは登録が必要です  
▽狂犬病予防接種が済んだとき  
狂犬病予防注射を受けるとき  
済票の交付を受ける必要があ  
るので、接種時に動物病院か  
ら発行される証明書を持参し  
てください(群馬県獣医師会  
所属の動物病院で接種した場  
合は不要)▽犬の死亡や行方  
不明のとき  
犬の管理台帳か  
ら抹消します  
▽飼い主が死亡  
したとき  
家族などの新しい  
所有者に名義変更をしてくだ  
さい  
▽犬を譲渡したとき  
譲

**農業研修センター  
定期使用登録説明会**

年間を通して定期的に農業  
研修センターを使用する団体  
は事前に登録が必要になりま  
す。登録を希望する団体は説  
明会に参加してください。

日時 令和4年1月14日(金)午  
前9時30分  
会場 市役所本庁舎

施設概要  
所在地 緑埜980番  
設備 テニスコート・グラウ  
ンド・研修室

登録受付  
期日 令和4年1月17日(月)～  
2月4日(金)

受付場所 農政課

提出書類 登録申込書、団体  
会員名簿、規約など団体の活  
動内容が分かるもの

※登録申込書は説明会時お  
よび農政課窓口で配布するほ

**優良自動車運転者表彰**

次の要件に該当し、表彰を  
希望する人は、12月1日(水)以  
降に発行された無事故無違反  
証明書を添えて藤岡交通安全  
協会へ申請をしてください。  
共通要件 運転免許証を有し、  
過去に同種の表彰を受けてい  
ない人

地区表彰 警察署長・藤岡交  
通安全協会長の表彰▽銅章  
5年以上無事故・無違反  
県表彰 県警察本部長・県交  
通安全協会理事長の表彰▽銀

**御荷鉾スーパー林道  
冬季通行止め**



期間 12月10日(金)～  
令和4年4月20日(水)

問い合わせ 土木課  
(☎402324)

**地球温暖化防止月間**

12月は「地球温暖化防止月  
間」です。日本では12月を「地  
球温暖化防止月間」とし、国民  
事業者、行政が一体となって  
温暖化対策を図っています。  
市では「ゼロカーボンシティ」  
を表明し、「ふじおか5つの  
ゼロ宣言」においても205  
0年までに温室効果ガス排出  
量を実質ゼロにすることを目  
標としています。一人一人が  
身近にできることから温暖化  
対策に取り組みましょう。

**野生動物に注意**

近年タヌキ・アライグマ・  
キツネなどの野生動物が増加  
しており、住宅街にも頻繁に  
出没しています。もし見かけ  
ても、むやみに近づいたり、  
手を触れたりしないよう注意  
してください。

**スマホで確定申告**

確定申告はe・Tax(イー  
タックス)・スマホ申告が便  
利です。マイナンバーカード  
とマイナンバーカード読み取  
り対応のスマホがあれば、国  
税庁ホームページ「確定申告  
書等作成コーナー」で確定申  
告を行うことができますので  
利用してください。

問い合わせ 藤岡税務署(☎  
20971)・税務課(☎40  
2231)

**冬の県民交通安全運動**

12月1日(水)～10日(金)

サブスローガン  
僕たちの  
命をてらす  
反射材

運動の重点項目  
子どもと高齢者の交通  
事故防止



横断歩道は歩行者などが優先であることを再  
認識し、横断しようとする人がいるときは必ず  
停止して進路を譲りましょう。子どもや高齢者  
は信号機や横断歩道のある場所を横断し、道路  
を横断するときは手を上げるなどして横断する  
意思を伝え、左右の安全確認を行いましょ

■夕暮れ時のライト点灯と反射材などの着用  
日没時間が早まっているため、運転者は早め  
にライトを点灯しましょう。歩行者は夕暮れ時  
や夜間の外出時には、明るく目立つ色の服や反  
射材を着用しましょう。

■飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶  
飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運  
転を絶対にしない・させない」という強い意志  
を持ちましょう。

問い合わせ 地域安全課(☎402245)